

南原繁の射水郡立農業公民学校 設立構想の研究

—戦後地方教育行政改革構想の思想的背景の視点から—

岡 敬 一 郎

はじめに

本稿の目的は、南原繁の富山県射水郡立農業公民学校設立構想の検討を通じて、彼の戦後地方教育行政改革構想の源流の一端を明らかにすることである。

南原繁は、第二次世界大戦後の教育改革に深くかかわった人物として知られている。1945（昭和20）年12月の東京帝国大学総長就任後、翌1946（昭和21）年3月には、米国教育使節団の来日にあたり、日本側「教育家委員会」委員となり、委員長に互選された。また同月、貴族院議員に勅選され（1947（昭和22）年5月まで）、日本国憲法草案審議に関与した。さらに、1946年8月に教育刷新委員会委員となり、副委員長を務め、翌1947年11月には委員長に互選された。

それ以前、南原は、東京帝国大学法科大学を卒業した1914（大正3）年から、東京帝国大学助教授に任ぜられて法学部に勤務する1921（大正10）年まで、内務省に勤務していた。その間、1917（大正6）年3月に富山県射水郡長に任ぜられると、1919（大正8）年1月までの間に、郡内一四ヶ町村にわたる排水工事並びに耕地整理を計画し、また郡立「公民農業学校」創設を立案した¹。

射水郡長としての南原の活動については、彼が東京帝国大学で政治学・政治学史の講座を担当していたことから、政治学の分野で取り上げられ、また郷土史の一端としては触れられているが、教育学の領域ではそれほど注目されていないようである。そんななか、寺崎昌男は、「教育委員会制度の創設」について次のよう

に指摘している。

「南原先生は、官僚統制の排除・地方分権をお考えになっていたのです、原則的に反対であるはずはありません。教育刷新委員会の中で、この時期になりますと、先生の発言は、その前よりは、全体として少なくなってまいります。賛成して通されました。後々まで、非常に大事にしていられました。もしかしたら、それは、内務省の官僚として、若い頃富山県で働かれたご経験と無縁ではなかったかもしれないと思います。」²

南原が「官僚統制の排除・地方分権」の観点から「教育委員会制度の創設」への支持を表明したことで知られているのが、1946年8月27日の第90帝国議会貴族院本会議における田中耕太郎文部大臣に対する質問演説である。南原は、まず官僚統制について、「地方教育制度について、伝えられるが如く、全国を各国立大学総長を長官とする幾つかの学区庁に分ち、これを文部省に直属せしめるとともに、その下に文部省の支庁を各府県に設置するとき構想は、教育民主化に逆行しないであろうか」と批判する。一方、「教育の『地方分権化』の問題」として、「今後まったく新たにせらるべき地方自治体との連繫において、各層の教育家、殊に一般国民の間より公選せられた者を以て組織する『教育委員会』のごときによって運営するを適当と思うがどうか」と述べて、教育委員会制度を支持した。そして、「要するに、国民一般から分離することによって教育の権威を確立するのではなくして、むしろ国民と直結して国民公衆の自覚とその手によって教育の進歩を図ることが眼目でなければならぬ」と教育の民主化を主張したのである³。

南原が戦後教育改革期に教育委員会制度の導入を支持していたことは、すでに多くの研究によって指摘されている。しかしそれらの研究は、上述の質問演説のみを分析の対象とし、南原を取り上げる意義を田中への批判に固定化することによって、南原自身の主張を問う姿勢を欠落させてきたように思われる。このような問題意識から、筆者は別稿において、南原の帝国議会貴族院本会議における質問演説および教育刷新委員会における発言を後の回想とともに分析した。その結果、戦後教育改革期の南原が教育委員会設置を一貫して支持し、理想として町村への教育委員会設置と公選制の採用を掲げる一方で、日本の現状に鑑みて町村へ

の設置に対する不安を口にするとともに、任命制を受け入れていたことが明らかとなった。教育の地方分権化や民主化を達成する手段であるはずの教育委員会の設置単位や教育委員の選任方法について、大きな揺らぎを見せていたのである⁴。

戦後教育改革期の南原は、なぜ教育委員会制度を支持し得たのか。南原が求めた教育の地方分権化や民主化とは、どのようなものだったのか。これらの点を解明するためには、寺崎の言う「内務省の官僚として、若い頃富山県で働かれたご経験」に着目し、南原の所論の思想的背景を探る必要があるだろう。そこで本稿は、射水郡長としての南原の活動から、射水郡立農業公民学校の設立構想を取り上げる。この学校の創設を立案したことが射水郡長としての南原の大きな業績の一つであると同時に、『『農業公民学校』の構想』が『『教養』を中心に置いた戦後教育の雛形』と称されているからである⁵。

ここで、射水郡立農業公民学校の設立を時系列に沿って理解するために、『富山県史』の記述を引用しておきたい。

「南原が射水郡長時代に行ったもう一つの優れた事績は、郡立農業公民学校創設の立案であった。前掲『郡にいた頃の回想』には、『教育とそれによる地方人材の養成』が先の事業とともに重要な問題であるといい、『普通の中学校でもなく、また単なる農学校とも異なる、新しい学校を郡に創立することを考えた』のであった。大正七年暮の郡会にその設立予算を提出し、明けて八年一月の郡会において提案理由の説明を行っている。しかし、その審議に入ろうとした矢先、内務省から内務事務官転任の辞令が通知されたため、郡会途中で射水郡を去ることとなった。南原は『このときぐらい、役人の身のはかなさを痛切に感じたことはない』と述懐している（前掲『郡にいた頃の回想』）。南原の去った後、郡会は郡立農業公民学校の設立を決めたが、その設立許可を文部省に願い出た際、文部省当局から名称変更を条件に認可する旨を言い渡されたが、当時、すでに内務省に戻っていた南原の、側面からの文部省当局に対する働きかけによって、ようやく了解を取り付け、日本に唯一の農業公民学校として認可されたという（前掲『郡にいた頃の回想』）。同年二月、南原が立案した射水郡立農業公民学校が創設されたのである。」⁶

ここで引用されている『郡にいた頃の回想』とは、南原自身によるものである。

本稿では、彼自身の回想のみならず、関係者の回想や当時の新聞記事も参照しながら⁷、南原の構想の目的とその実現に向けた行動を検証することによって、射水郡立農業公民学校の設立構想と戦後地方教育行政改革構想との関係を探ってみたい。

なお、当時の郡は地方公共団体であり、議決機関として郡会および郡参事会が、また執行機関として郡長が置かれていた⁸。

1. 構想の目的

(1) 射水郡立農業公民学校の理念

南原が射水郡立農業公民学校の設立を発案した理由について、『小杉町史』は次のように記している。

「南原は郡長着任二年目の大正七年（一九一八）、郡を母体にした『本当に郷土のためにつくす見識と教養をもった指導的人物を養成する学校』の設立を思い立つ（『聞き書 南原繁回顧録』）。南原は、ヨーロッパの農村とりわけデンマークの農村が条件の悪さを克服して豊かになりえたのは、農業教育の発達とともに、堅実優良な公民を育てる教育が行われたことが背景にあると考えたようである。その結果、当時の中学校のように上級学校への踏み台でもなく、農学校のように農業の技術習得にとどまるものでもない、いわば教養ある中堅の市民を育成することを理念とし、『農業公民学校』という名を発案したのであった。単なる実業学校ではなく、どちらかといえば中学校的な面をかなりもちあわせていたといえよう。」⁹

南原は、『小杉町史』が参照している『聞き書 南原繁回顧録』のほかにも、この学校の理念について繰り返し回想しているが¹⁰、その内容は『小杉町史』によって網羅されている。「教養ある中堅の市民を育成することを理念とし」て、農業公民学校を発案したのである。

(2) 理念の背景

では、南原がそのような理念を有するに至った背景には何があったのか。『小杉

町史』は、1919（大正8）年1月の郡会における南原の発言について、「戦後社会の趨勢にかんがみ、堅実優良なる地方公民の育成極めて重要なものあり、殊に郡内の実情に照らし、公民教育に併せて、農業教育の施設をなし、農村子弟の教養を図るは郡百年の計画なるを信じ、新たに農業公民学校を興さんとす」¹¹と記している。南原の構想の背景には、第一次世界大戦後という状況における「戦後社会の趨勢」、「殊に郡内の実情」があったと考えられる。

まず「戦後社会の趨勢」について見てみよう。加藤節は、「農業公民学校」の構想の背景に、「第一次世界大戦後の日本に真に求められているものについての南原の直観」、すなわち「大戦をへて世界の強国になった日本に必要なのは、武力による外への拡張ではなく、『国民大衆の福祉』と『精神的文化』との向上であり、そのためには、地方産業をにない、『国家の自由な公民として、さらに平和な世界的公民としての教養』を身につけた人材の養成が不可欠であるとの判断」があると指摘している¹²。確かに、南原は、「国民大衆の福祉を図るとともに、何よりも欠けている国民の精神的文化を高める」ために、「日本の津々浦々にまで地方の産業がふるい興され、国民大衆が幸福を享ける」ことと、「国家の自由な公民として、さらに平和な世界的公民としての教養を身につける」ことを求めていた¹³。

加藤は、ここに「南原における現実主義と理想主義との結びつきが見られる」と言う。「射水郡が農村地域にある実情をふまえて、農業に基礎をおく学校をつくらうとする現実主義をつらぬくとともに、たんなる『農業技術者』ではなく、『郡にしながら日本と世界の問題についても知識と教養をそなえた人間』を育成しようとする理想をかかげたからである。学校名を『農業公民学校』としようとした事実が、こうした現実と理想との結合の象徴であった。」というのである¹⁴。

こうしたとらえ方を否定したいわけではないのだが、戦後教育改革期に導入された教育委員会制度が教育の地方分権化を基本原則の一つとしていたことに鑑みれば、「郡内の実情」についてより詳細に見ておきたい。南原は、「郷にしながらも、日本と世界の問題についても知識と教養をそなえた人間、同時に、当地方の実情に鑑み、農業と結びついた勤労を尊ぶ公民、農業的公民を養成すること」を目的としていた¹⁵、また「富山県の射水平野に根をはっている教育、産業、経済をふま

えて、当時の中学校の如き上級学校への予備校的存在でなく、この地に根を下ろした学校を作ってはと考えた」¹⁶と論じている。さらに、次のようにも述べている。「普通のいままで県立でやっている学校ではおもしろくないから、郡に特色のある学校をつくろうと提案したわけです。もとより射水郡は富山の米どころ、農村ですから、農業をふんまえることを(マ)一つの基礎にする。そしてその上に何か一つの時代にあう人物をつくる。」¹⁷

南原は、「郡内の実情」として農業を基礎に据えて、その上に「時代にあう人物をつくる」ことを求めている。射水郡長としての経験を通じて、地方の現状を重視する姿勢を身につけていったのではないだろうか。

(3) 寄宿舍

射水郡立農業公民学校の特徴の一つが寄宿舍である。『小杉町史』は、寄宿舍の組織について、「敷地は地元の寄付を前提とし、寄宿舍を独立棟とし学校長居宅を敷地内に設けるなど、南原の理想を実現したものであった」¹⁸、また「この学校では、寄宿舍を町村組織に模し、これを公民村とよんだ。校長宅が役場で、校長は村長、舎監は助役、各室長は戸主に擬せられ、公民村議会が開催された。なお南原はこれらの試みを発案しただけでなく、自ら校長を兼任して寄宿舍に住むつもりであったと伝えられており、その並外れた使命感をうかがうことができる。」¹⁹と記している。

『高岡新報』によれば、南原は、1919(大正8)年1月10日の郡会において提出議案を説明する際に、「七八人居住し得べき小屋三四戸を設けて寄宿舍としその中央に校長の住宅を置き校長を村長とし舎生を公民として茲に理想の村を作らんとするに在り、修業年限三ヶ年にして尋常小学校を終へたるものを入学せしむ」として、組織の名称について取り上げている²⁰。

さらに、西田彰一は「南原が主張した射水郡立農業公民学校の設立の意義」として「小学校教育(義務教育)と地域の青年団の間を繋ぐ役目を期待されていた」と指摘したうえで、寄宿舍の役割について、「南原は『理想の村』たる農業公民学校で、生徒を『村民』として、『村長』である校長の指導の下に共同生活を営ませ

ることで、疑似的地方自治としての公民教育を行い、さらに実学としての農業教育も同時に実施しようとした」と述べている²¹。寄宿舎における共同生活を「疑似的地方自治」ととらえる視点は重要であろう。

実は南原自身も、寄宿舎の役割について次のように述べていた。

「最も重要に考えたのは、人間としての教養ないし修養ということであった。それがために、たとえ藁葺でも、幾軒かに分れた家族的寄宿舎に住み、そこで共同生活を営みつつ、自主自律の精神を涵養することが考えられていたのである。私は、及ばずながら、初代の校長となって、自分もそのなかに住み、ともにこの創業に参加したいと思っていたのであった。」²²

さらに、片口安太郎も同様に、寄宿舎を「生徒の自治精神を養うようにしたもの」と回想している²³。寄宿舎を通じて「自主自立の精神」、「自治精神」を養うことが、当時から考えられていたのである。

2. 構想の実現に向けた行動

(1) 設立案の準備

南原は、自らの構想を実現するために、まず郡内の有力者たちに働きかけた。『小杉町史』は次のように記している。

「南原は、農業公民学校の場所として、当初から郡の中央に位置する小杉町西部を考えていた。大正七年五月に射水郡視学として着任した高瀬陣治に設置のための実務調査を命じる一方で、小杉町長の梅川新多郎やすでに実力者であった後の町長片口安太郎に、早くから相談したものと思われる。また当時の射水郡は政友会の勢力が強かったが、その元老的存在であった水戸田村（元大門町）の郡会議員山崎要吉に直接公民学校の意義を説き、その強い支持をえた。これらの努力のなかで、七年の年末には、片口・山崎に加えて、山道源造（黒河村）・渡辺謙次（橋下條村）・宮林弥八（金山村）・多賀伝次郎（本江村、現新湊市）らの郡会議員が、党派を超えて強力な支持者となっていった。この流れをみると、ここでも南原の人を動かす力の非凡さを思わざるをえない。

具体的な事務作業には、高瀬視学のもとで、前坪書記（後の金山村長）・沢田書記・滝田書記らがあたったが、（後略）」²⁴

南原が片口安太郎や山崎要吉と協力して事に当たったことは、それぞれの回想から確認できる²⁵。

一方、「具体的な事務作業」については、高瀬陣治が「農村の将来は、公民的教養ある中堅的人物を要することを切に感じて居られた郡長は、程なく郡立農学校設置案の調査を私に命ぜられたので、各方面から参考材料を取寄せて調査立案した上、郡長とともに奈良、滋賀の両県を視察し、練り上げて出来た案が現在のそれである」と述べている²⁶。この「視察」については、当時の新聞記事から、南原が1918（大正7）年12月5日に奈良へ向かったこと²⁷、「奈良県等の同種の学校に就き視察をな」したことを確認できる²⁸。

さらに高瀬は、「愈々郡会へ提案するの腹を定められてからは、郡長を中心に、私に、沢田郡書記（大門町長）、滝田郡書記（知事官房秘書課首席属）が毎晩予算調査に従うこと数日に及び漸く出来上がった」²⁹と述べており、南原の指示のもとで努力を重ねたことが窺われる。

このような過程を経て、郡参事に案が提出されることとなった。

（2）郡会における発言

1919（大正8）年1月の郡会の前に、予算を審議するための郡参事が開かれた。『富山日報』などによれば、1918（大正7）年12月23日のことである³⁰。『小杉町史』は、郡参事会について、「郡立の農業公民学校設立案は、翌八年度の開校をめざして七年末の郡参事会へ諮問案として提出された。郡長の語調を正した真剣な説明に参事会も動かされ、早くも翌八年一月の本会議に提出されることとなったのである。」³¹と記している。

南原自身はこの郡参事会について触れていないのだが³²、高瀬陣治は、「当年度（大正七年度）予算の五倍に上った」ことから「郡会の通過は心私かに心配、併も学校新設に際して付きものの難問題である筈の敷地は地元の寄附にまつのであるから一通りや、二通りの苦心でない」と考えていた。しかし、「語調を正した郡長

の説明は熱と真剣とだから郡参諸氏も動かざるを得なかつた」そうである³³。

また『富山日報』によれば、この郡参事会の開会に際して、南原は各新聞記者を郡長室に招き、郡内の中等学校への進学状況を踏まえながら、「農業本体の公民を養成し、所謂国家の中堅たる人物を教育する」という設立の目的や、寄宿舎について語っている³⁴。

さらに、高瀬は郡会までの準備を次のように回想している。

「歳暮も正月もない多忙、二十九日から休暇で郷里へ帰省はしたものゝ、学則案や対郡会の説明案やに没頭して過ごしたのは今に記憶が新たである。抑も当校設置の目的は普通の農学校と少々其目的を異にし、公民教育、公民的訓練を中核としたもので、寄宿舎の分棟、学校長舎宅を敷地内に設けるなどが、これを物語っている、従つて学則の制定には随分頭を擽つたのである。この学校の特色たる公民なる語は、南原郡長の理想を表わしたものであることを牢記されたい。」³⁵

こうした過程を経て、「大正八年正月早々の郡会の冒頭、南原はかわらぬ雄弁で公民学校の理想を説いた」。山崎要吉は、この1月8日の郡会において、予算面に難を示す議員に対して、南原が「農業公民学校は一日も早く設立すべきものであることを痛論」したと回想している。その本旨は、「公民教育に併せて農業教育の施設をなし、農村子弟の教養を図るは、郡百年の計画なるを信じ、新に農業公民学校を興さんとする」ということであつた³⁶。

以上のように、郡参事会、郡会を通じて、南原が構想の実現のために積極的に発言していたことが、関係者の回想から伝わってくる。

さて、「演説が終わると予算調査の為に数日間の休会が宣せられた」のだが³⁷、その後、内務省から内務事務官転任の辞令が通知されたため、南原は郡会途中で射水郡を去ることとなつた。この印象的な出来事については、南原が繰り返し回想し³⁸、また多くの研究でも取り上げられている³⁹。

(3) 郡長離任後の行動

郡長を離任した後の南原の行動について、『小杉町史』は、「南原は留任の願い空しく、すでに任を離れた身として、その後の郡会の紛糾を数日間郡長室にて伝

え聞き、ぎりぎりまで出発を延ばし、一月十九日の夜行列車で高岡駅を發った」としている⁴⁰。この間、『高岡新報』によれば、南原は1月13日の郡会開会前に当たって、農業公民学校案に対して次のように希望を述べていた。

「高伏運河、排水事業、農業公民学校等の諸問題未だ緒に就かざるに今俄かに他に転ずるは予の衷心より遺憾とする所にして如何にかして今暫く留任したしと存じ有ゆる手段を廻らし見たるも事全く水泡に帰したれば最早詮なし只此上は諸君の愛郡の念に訴へて予の提出したる予算案の成立を希望するの外なし、特に農業公民学校案に就いては前日も述べたる通り決して予一個の私案に非ず、之を提案するまでには有ゆる方面に亘つて研究調査を遂げ更に郡内一般の輿論に問ひ郡刻下の状勢に鑑み最も緊要剴切なる事業なるを確めたれば茲に郡の代表者たる郡長が郡の輿論を代表して提案したるものなり、従つて斯くの如き重大問題が単に一郡長の更迭に依つて左右せらるべきものに非ずと信ず予は既に本郡長の資格を失ひたりと雖も尚ほ下関村民として且つ日本国民として本案の成立を切望するものなり云々。」⁴¹

また、付言しておきたいのは、高瀬陣治の回想についてである。

「郡会再会、休会明けの郡会は開かれた。質問の矢は放たれた。その総てが学校問題に注がれ、殊に位置に対する暴露戦術には、随分悩まされた。新米視学は射水平野の豊穰や、郡費負担の比較や、農村中堅人物養成とか公民の意義とか、賢明なる選良諸君などの語で、応戦大に努め寒中尚汗を流したのである。郡会や如何にと気を採みながら議場に臨むことが出来ないで郡長室に居られた南原事務官の心中お察しせねばならぬ。かくして日は移る中、郡会の雲行一変、一月十八日晚南原内務省事務官は、農学校に心を残して、東上車中の人となられてから俄かに空気險悪となり、翌日の郡会から露骨に非設置派、設置派が現われ、形勢不穏なれば開会に至らない。後援有志は押寄せる。情報頻りに至れども、暗雲低迷全く逆睹すること出来ない事態となつた。かくの如きこと兩日二十一日漸く妥協成り、めでたく射水農業公民学校の議決を見るに至つたのである。議決が終わると、かねて黙契の小杉町と敷地の寄附手続、校舎設計などに主して前坪郡書記之に當つたが、前郡長は充分の用意があつたので、すらすらと遂行した。」⁴²

議決後の手続や設計が、南原による「充分な用意」によって、円滑に進んだのである。

さらに、南原が内務省に戻った後も、文部省が「農業公民学校」という名称を問題にし、南原が対応に追われたことが知られている⁴³。南原の回想によれば、「すでに内務省にいた私は、幾度も上京して来た高瀬郡視学からこのことを聞き、側面から文部当局に運動して、ようやく了解を得、日本に唯一の『農業公民学校』として認可された」ということである⁴⁴。

郡長離任後も、南原は自らの構想の実現に向けて努力を惜しまなかったのである。

おわりに

南原は、教養ある中堅の市民を育成することを理念として、農業公民学校を発案した。その背景には第一次世界大戦後という状況における戦後社会の趨勢、殊に郡内の実情があり、そこから堅実優良なる地方公民の育成と農業教育の施設をなして農村子弟の教養を図ることが導かれる。さらに、寄宿舎を設けて、自主自律の精神、自治精神を養うことが考えられていた。

これらを「はじめに」で示した戦後地方教育行政改革構想と関連づけるならば、教養を身につけるという理想を振りかざすだけでなく、農業との結びつきという地方の現状をも踏まえて構想したこと、また寄宿舎における自治を重視したことなどに注目すべきであろう。地方分権化や民主化へとつながる可能性があるのではないだろうか。

このような構想に基づいて、南原は、設立までの様々な場面で積極的に行動した。郡会議員、郡視学など関係者との交渉、視察旅行、郡参事会や郡会での説明、文部省との交渉がそれである。とくに郡参事会や郡会では、一貫して設立の目的や寄宿舎の意義について熱弁をふるい、影響を与えた。構想の実現に向けた積極的な南原の行動が農業公民学校の設立に大きな役割を果たしたことは間違いない。

しかし、南原が郡長すなわち内務省から派遣された地方公共団体の長として携わったことは看過できない。第一に、上述の地方分権化や民主化の内実を揺るが

すからである。南原個人の志向にかかわらず、内務省から派遣された官僚としての立場が彼の思想形成に影響することを考慮しなければならない。第二に、教育行政と一般行政の関係性が問われるからである。戦後教育改革期に導入された教育委員会制度は、教育の自主性確保を基本原則の一つとしていた。一般行政からの独立が求められたのである。さらに、民衆統制を支える仕組みとして、教育行政の専門家による指導が想定されていた。地方公共団体の長として教育行政に積極的に関与することは、こうした原則に反する。教育行政の専門性に対する南原の所論について、より慎重な考察が求められるのではないだろうか。

南原の戦後地方教育行政構想の思想的背景を探るためには、本稿で検討した射水郡立農業公民学校の設立構想の他にも、射水郡長時代に南原が発表した文章や内務省時代の彼の活動についての分析も必要であり、また、南原がフィヒテの政治哲学論を援用しながら論じた共同体や教育国家の概念についても考察が必要である⁴⁵。今後の課題としたい。

<註>

- 1 南原の経歴については、「南原繁年譜」『南原繁著作集』第1巻、岩波書店、1972年、および「年譜」丸山真男・福田敏一編、『聞き書南原繁回顧録』東京大学出版会、1989年、を参照した。
- 2 寺崎昌男、講演「戦後教育改革と南原繁先生」南原繁研究会編『真理の力－南原繁と戦後教育改革』to be 出版、2009年、34－35頁。
- 3 南原繁「制定過程その一」『南原繁著作集』第9巻、岩波書店、1973年、35頁。
- 4 拙稿「南原繁の戦後地方教育行政改革構想－教育刷新委員会会議録の分析を中心に－」『秀明大学紀要』第8号、2011年、136－151頁。
- 5 三谷太一郎「南原繁とその二人の師－戦後民主主義との関係において」南原繁研究会編『初心を忘れたか－南原繁と戦後60年』to be 出版、2006年、46－47頁。
- 6 『富山県史』通史編VI近代下、富山県、1984年、83頁。引用中に「大正七年暮

の郡会」とあるが、後述するように、ここでの郡会は「郡参事会」の誤りであると考えられる。註 32 を参照していただきたい。なお、射水郡立農業公民学校は、1922（大正 11）年の郡制廃止に伴って富山県に移管され、富山県立小杉農業公民学校と改称された。その後、1938（昭和 13）年の富山県立小杉農学校への改称を経て、1948（昭和 23）年の学制改革により、現在の富山県立小杉高等学校へと改称されている（「沿革概要」富山県立小杉高等学校ホームページ <http://www.kosugi-h.tym.ed.jp/>（2015 年 12 月 11 日最終確認））。

- 7 参照した新聞は『富山日報』、『富山新報』、『高岡新報』、『北陸タイムス』の四紙であり、現在ではすべて『北日本新聞』に統合されている。なお、郡会の記録など、当時の射水郡に関する史料は、管見の限り、その存在が確認されていない。
- 8 「地方自治制度の歴史」総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/history.html（2015 年 12 月 11 日最終確認）。
- 9 楠瀬勝編『小杉町史』通史編、小杉町役場、1997 年、920 頁。同旨、加藤節『南原繁－近代日本と知識人－』（岩波新書（新赤版）514）岩波書店、1997 年、58 頁。なお、山口周三『南原繁の生涯－信仰・思想・業績』教文館、2012 年、については、その記述のほとんどを『小杉町史』に依拠していると判断し、本稿での指摘を割愛した。
- 10 南原繁「郡にいた頃の回想その一－小杉高校同窓会三十周年記念式に際して－」『南原繁著作集』第 8 巻、岩波書店、1973 年、273－275 頁、南原繁「創立四十年－小杉高校創立四十周年記念－」『わが歩みし道 南原繁－ふるさとに語る』香川県立三本松高等学校同窓会 大中三高会、2004 年、221－222 頁、南原繁「創校五十周年に寄す」『創立五十周年記念誌』富山県立小杉高等学校創立五十周年記念誌編集委員会、1969 年、1－2 頁、丸山・福田編、前掲『聞き書 南原繁回顧録』61・64 頁。さらに南原は、福田歓一から農業公民学校という名称について「内村先生のよくいわれたデンマークの国民高等学校などが、先生の念頭にあったのですか」と問われたのに対して、「内村先生のが半分でしょうな。教育というものについて、私も考えていたんですね。私のアイデア

- です、一つのね。」と答え、内村鑑三の影響を認めている（同書、64頁）。
- 11 楠瀬編、前掲『小杉町史』通史編、921頁。管見の限り、この郡会の議事録は残っていない。なお、『小杉町史』における記述は、1919年1月10日付『富山新報』で報じられた南原の発言内容と一致している。
 - 12 加藤、前掲『南原繁－近代日本と知識人－』58－59頁。
 - 13 南原、前掲「郡にいた頃の回想その一－小杉高校同窓会三十周年記念式に際して－」274頁。南原は、「校名は全国に他の例のない『農業公民学校』と称した。時あたかも第一次世界大戦の直後、日本はいよいよ五大強国の一つとして、世界の舞台に登場したときであった。」とも述べている（南原、前掲「創校五十周年に寄す」1頁）。
 - 14 加藤、前掲『南原繁－近代日本と知識人－』58頁。
 - 15 南原、前掲「郡にいた頃の回想その一－小杉高校同窓会三十周年記念式に際して－」273頁。
 - 16 南原、前掲「創立四十年－小杉高校創立四十周年記念－」221－222頁。
 - 17 丸山・福田編、前掲『聞き書 南原繁回顧録』60－61頁。
 - 18 楠瀬編、前掲『小杉町史』921頁。
 - 19 楠瀬編、前掲『小杉町史』923頁。
 - 20 『高岡新報』1919年1月9日。
 - 21 西田彰一「キリスト教ナショナリズムと内務官僚としての南原繁－赤江達也著『紙上の教会』と日本近代－無教会キリスト教の歴史社会学』（岩波書店、2013年）を読んで－『社会システム研究』第28号、立命館大学社会システム研究所、2014年3月、201頁。
 - 22 南原、前掲「郡にいた頃の回想その一－小杉高校同窓会三十周年記念式に際して－」274頁。
 - 23 片口江東「創校四十周年記念に寄す－追想新たなることども－」『創立四十周年』県立小杉高等学校創立四十周年記念誌刊行委員会、1961年、5頁。なお、「江東」は安太郎の雅号である。
 - 24 楠瀬編、前掲『小杉町史』通史編、920－921頁。

- 25 南原、前掲「郡にいた頃の回想その一—小杉高校同窓会三十周年記念式に際して—」271頁、片口、前掲「四十年記念に寄す—追想新たなることども—」5頁、山崎要吉「設立当時を顧みて」前掲『創立四十周年』21頁。この山崎要吉について、南原は「庄川以東の地域を代表して、この学校設立運動の先頭に立ち大奮闘をした人」と語っている（丸山・福田編、前掲『聞き書 南原繁回顧録』63頁）。
- 26 高瀬陣治「小杉農業公民学校が生れるまで」前掲『創立四十周年』23頁。
- 27 『高岡新報』1918年12月6日。
- 28 『北陸タイムス』1918年12月17日。
- 29 高瀬、前掲「小杉農業公民学校が生れるまで」23頁。
- 30 『富山日報』1918年12月24日、『高岡新報』1918年12月23日。
- 31 楠瀬編、前掲『小杉町史』921頁。
- 32 強いて言えば、「大正七年暮の郡会に、その設立予算を提出し（後略）」と述べているのが、郡参事会のことを指していると考えられる（南原、前掲「郡にいた頃の回想その一—小杉高校同窓会三十周年記念式に際して—」271頁）。『富山県史』も、これを受けて、「大正七年暮の郡会にその設立予算を提出し（後略）」と書いている（前掲『富山県史』通史編VI近代下、83頁）。
- 33 高瀬、前掲「小杉農業公民学校が生れるまで」23—24頁。
- 34 『富山日報』1918年12月24日、『高岡新報』1918年12月23日にも同様の記述がある。
- 35 高瀬、前掲「小杉農業公民学校が生れるまで」24頁。
- 36 山崎、前掲「設立当時を顧みて」21—22頁。
- 37 高瀬、前掲「小杉農業公民学校が生れるまで」24頁。
- 38 南原、前掲「郡にいた頃の回想その一—小杉高校同窓会三十周年記念式に際して—」271—272頁、南原、前掲「創立四十年—小杉高校創立四十周年記念—」222頁、南原、前掲「創校五十周年に寄す」1頁、丸山・福田編、前掲『聞き書 南原繁回顧録』61—62頁。内務省が南原を呼び返したのは、第一次世界大戦後の「民主主義思想が流行し、世界労働運動が起こった」時期に、「労働問

題を担当している内務省でも、労働組合法をはじめ、種々の労働立法、労働対策を図る必要がある」、「そのための準備、調査、立法するための手伝いをさせることを目的としていた。南原は当時のことを、「今までのように日本帝国が外に向かって拡張し、力を持って伸びていくことはやめて、これを最後に内を固めてそのためには何よりも、日本の同胞が皆一体になって日本の産業を興すと同時に、民衆の経済生活の水準を上げ、できる限り幸福な福祉国家を作りたい。それには何よりも大切なのは、人間として、豊かな生活をおくる社会を作ることが、将来日本の国にとって大切なことではなかろうかと相談したので」と回想している（南原、前掲「創立四十年－小杉高校創立四十周年記念－」223頁）。

- 39 楠瀬編、前掲『小杉町史』通史編、921頁、加藤、前掲『南原繁－近代日本と知識人－』59頁。
- 40 楠瀬編、前掲『小杉町史』通史編、921頁。
- 41 『高岡新報』1919年1月14日。
- 42 高瀬、前掲「小杉農業公民学校が生れるまで」24頁。
- 43 バーシェイ『南原繁と長谷川如是閑－国家と知識人・丸山眞男の二人の師－』（MINERVA 日本史ライブラリー②）ミネルヴァ書房、1995年、78頁、石田雄「南原先生と内務省時代」丸山眞男・福田歓一編『回想の南原繁』岩波書店、1975年、339－340頁。文部省の主張について、南原は「かような名称は全国のいづこにもなく、単に『農業学校』ならばよいが、原案では認可できぬということであった」（南原、前掲「郡にいた頃の回想その一－小杉高校同窓会三十周年記念式に際して－」273頁）、また「これは日本中どこにもない、だから許さんというのです。単に『農業学校』ならばよいが、『公民』がいかにいうのですね。」（丸山・福田編、前掲『聞き書 南原繁回顧録』63頁）と説明している。
- 44 南原、前掲「郡にいた頃の回想その一－小杉高校同窓会三十周年記念式に際して－」273頁。同旨、丸山・福田編、前掲『聞き書 南原繁回顧録』63頁。名称について、南原は丸山眞男および福田歓一と次のような言葉を交わしている。丸山『『公民』という名称に固執されたのは、当時なんかとくに先生を刺激す

るものがあつたのですか。ちょうど臨時教育会議のころ、公民科というのが各中学校にできましたね。大正デモクラシーの影響と、いわゆる臣民教育、つまり国民道徳論の立場との妥協の産物としてですが……。」南原「私のは大正六年か七年ですから、どっちが早いかな。」福田「先生の方が先になりますね。」南原「そうですか。私のつもりとしては『市民』なんだが、市民というと都市、語感として市だけになるように感ずるものだから『公民』としたのです。これは私の訳としては『シチズン』ですよ。そういう意味の、市とか町村とかを離れた人間としての教養をもった一個の市民。農業をやり、農村において、その人たちが、ちゃんと役場の吏員になり、農業組合の役員なりをつとめて、郷土を立派につくってゆく、そういう人をつくる学校というのが理想でした。」(同書、64頁)。

- 45 さしあたって、川口雄一『和辻哲郎と南原繁－戦時期日本における哲学と政治－』(博士論文)成蹊大学大学院法学政治学研究科、2013年、60・189・275頁、下畠知志『南原繁の共同体論』論創社、2013年、96頁、金井徹「南原繁の共同体論－教育改革論との関連性に着目して－」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』第56集第1号、2007年12月、64－65頁、などを参照していただきたい。

<付記>

本稿は、JSPS 科研費 24730665 の助成を受けたものである。

(おか けいいちろう・准教授)

